



長野県告示第147号

平成23年3月11日成立した平成22年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

平成22年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	180,149,445	7,812,715	187,962,160
4 地方特例交付金	2,682,000	43,306	2,725,306
5 地方交付税	223,676,479	4,226,556	227,903,035
7 分担金及び負担金	3,210,741	△ 341,880	2,868,861
8 使用料及び手数料	12,736,623	△ 56,875	12,679,748
9 国庫支出金	119,300,543	△ 7,812,474	111,488,069
10 財産収入	2,003,695	9,137	2,012,832
11 寄付金	199,990	11,578	211,568
12 繰入金	44,575,093	△ 7,619,560	36,955,533
13 繰越金	60,995	175,975	236,970
14 諸収入	95,261,304	△ 12,702,758	82,558,546
15 県債	150,337,000	△ 7,719,000	142,618,000
歳入合計	903,828,908	△ 23,973,280	879,855,628

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1,383,340	△ 9,131	1,374,209
2 総務費	44,566,906	△ 12,850	44,554,056
3 民生費	112,986,882	△ 1,201,240	111,785,642
4 衛生費	22,936,026	△ 458,733	22,477,293
5 労働費	9,970,751	△ 1,007,096	8,963,655
6 環境費	2,972,586	△ 99,507	2,873,079
7 農林水産業費	49,894,599	△ 4,334,874	45,559,725
8 商工費	91,422,304	△ 7,244,449	84,177,855
9 土木費	125,278,208	△ 6,722,730	118,555,478
10 警察費	44,421,990	△ 201,650	44,220,340
11 教育費	196,100,333	△ 863,152	195,237,181
12 災害復旧費	5,306,294	△ 2,343,091	2,963,203
13 公債費	142,095,575	114,544	142,210,119
14 諸支出金	54,393,114	410,679	54,803,793
歳出合計	903,828,908	△ 23,973,280	879,855,628

2 繰越明許費補正

市町村連絡調整費ほか106件 金額 40,031,249千円

3 地方債補正

社会福祉施設整備事業費ほか16件 限度額 △ 7,719,000千円

平成22年度長野県公債費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	348,375	△ 76,000	272,375

2	繰入金	168,026,613	114,544	168,141,157
	歳入合計	220,274,988	38,544	220,313,532
(2)	歳出			
	款	補正前の額	補正額	計
1	公債費	220,274,988	38,544	220,313,532
	歳出合計	220,274,988	38,544	220,313,532

平成22年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1)	歳入			
	款	補正前の額	補正額	計
1	負担金	4,727,530	△ 127,482	4,600,048
2	国庫支出金	2,823,350	△ 67,175	2,756,175
3	繰入金	2,453,161	△ 38,730	2,414,431
4	諸収入	49,470	△ 20,250	29,220
5	県債	2,630,200	△ 413,000	2,217,200
6	繰越金	714,765	11,977	726,742
	歳入合計	13,398,476	△ 654,660	12,743,816
(2)	歳出			
	款	補正前の額	補正額	計
1	流域下水道事業費	9,330,986	△ 191,867	9,139,119
2	公債費	4,067,490	△ 462,793	3,604,697
	歳出合計	13,398,476	△ 654,660	12,743,816

2 繰越明許費補正

犀川安曇野流域下水道管理費ほか1件 金額 699,353千円

3 地方債補正

流域下水道事業費 限度額 △ 413,000千円

平成22年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1)	歳入			
	款	補正前の額	補正額	計
2	繰越金	12,853	1,316	14,169
3	諸収入	484,645	△ 171,895	312,750
	歳入合計	504,521	△ 170,579	333,942
(2)	歳出			
	款	補正前の額	補正額	計
1	小規模企業者等設備導入資金	504,521	△ 170,579	333,942
	歳出合計	504,521	△ 170,579	333,942

平成22年度長野県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

1 歳入予算補正 (単位:千円)

(1)	歳入			
	款	補正前の額	補正額	計
1	貸付勘定収入	380,731	0	380,731
	歳入合計	391,294	0	391,294
2	地方債補正			
	農業改良資金貸付金	金額	△ 79,758千円	

平成22年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正		(単位:千円)		
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1 国庫支出金		59,600	△ 1,163	58,437
2 財産収入		9,696	△ 3,699	5,997
3 繰入金		206,646	△ 6,321	200,325
4 繰越金		9,619	△ 100	9,519
5 諸収入		28,334	△ 3,459	24,875
6 県債		68,000	△ 17,000	51,000
歳入合計		381,895	△ 31,742	350,153
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
1 県営林経営費		381,895	△ 31,742	350,153
歳出合計		381,895	△ 31,742	350,153
2 地方債補正				
県営林造林事業費	限度額		△ 17,000千円	

平成22年度長野県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正		(単位:千円)		
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1 貸付勘定収入		146,224	△ 119,200	27,024
歳入合計		149,716	△ 119,200	30,516
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
1 林業改善資金		143,492	△ 119,200	24,292
歳出合計		149,716	△ 119,200	30,516

平成22年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正		(単位:千円)		
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
1 繰入金		46,724	△ 15,719	31,005
2 諸収入		229,745	△ 7,416	222,329
歳入合計		276,469	△ 23,135	253,334
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
款				
1 貸付金		269,928	△ 21,748	248,180
3 償還金		5,010	△ 1,387	3,623
歳出合計		276,469	△ 23,135	253,334

平成22年度長野県企業特別会計補正予算

会計名		(単位:千円)		
	既決予定額	補正予定額	計	
電気事業会計(第1号)	4,377,821	△ 207,387	4,170,434	
水道事業会計(第1号)	8,537,272	△ 408,123	8,129,149	
合計	12,915,093	△ 615,510	12,299,583	

長野県告示第148号

平成23年3月11日成立した平成23年度予算の要領は、次のとおりです。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

平成23年度長野県一般会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 県 税	188,552,390	180,149,445	8,402,945
2 地方消費税清算金	44,562,000	42,197,000	2,365,000
3 地方譲与税	31,220,201	26,517,000	4,703,201
4 地方特例交付金	2,615,000	2,682,000	△ 67,000
5 地方交付税	223,676,000	220,405,000	3,271,000
6 交通安全対策特別交付金	887,000	921,000	△ 34,000
7 分担金及び負担金	2,258,806	2,699,305	△ 440,499
8 使用料及び手数料	12,517,989	12,736,623	△ 218,634
9 国庫支出金	93,714,233	99,148,750	△ 5,434,517
10 財産収入	1,948,032	1,862,410	85,622
11 寄付金	62,485	116,472	△ 53,987
12 繰入金	38,439,889	35,763,113	2,676,776
13 繰越金	1	1	0
14 諸収入	81,523,037	95,248,291	△ 13,725,254
15 県債	124,443,000	141,092,000	△ 16,649,000
歳入合計	846,420,063	861,538,410	△ 15,118,347

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 議会費	1,568,235	1,382,269	185,966
2 総務費	35,822,591	41,753,783	△ 5,931,192
3 民生費	112,751,051	108,632,143	4,118,908
4 衛生費	22,633,998	19,503,153	3,130,845
5 労働費	6,897,062	7,121,249	△ 224,187
6 環境費	2,826,832	2,839,697	△ 12,865
7 農林水産業費	39,534,277	43,777,425	△ 4,243,148
8 商工費	79,208,241	91,003,013	△ 11,794,772
9 土木費	102,556,239	104,605,157	△ 2,048,918
10 警察費	44,326,261	44,177,818	148,443
11 教育費	198,346,376	195,023,453	3,322,923
12 災害復旧費	5,547,890	5,130,561	417,329
13 公債費	140,364,881	142,095,575	△ 1,730,694
14 諸支出金	53,936,129	54,393,114	△ 456,985
15 予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	846,420,063	861,538,410	△ 15,118,347

2 債務負担行為

しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償ほか52件 限度額 30,224,785千円

3 地方債

空港整備事業費ほか21件 限度額 124,443,000千円

4 一時借入金

借入れの最高額 130,000,000千円

5 歳出予算の流用

各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年度長野県公債費特別会計予算

1 歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	財産収入	354,878	348,375	6,503
2	繰入金	161,002,702	168,026,613	△ 7,023,911
3	県債	35,200,000	51,900,000	△ 16,700,000
	歳入合計	196,557,580	220,274,988	△ 23,717,408
(2) 歳出		本年度	前年度	比較
款				
1	公債費	196,557,580	220,274,988	△ 23,717,408
	歳出合計	196,557,580	220,274,988	△ 23,717,408
2 地方債				
	長野県平成12年度第4回公債借換債ほか3件	限度額	35,200,000千円	

平成23年度長野県市町村振興資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	諸収入	600,677	744,310	△ 143,633
2	繰越金	137,946	3,270	134,676
	歳入合計	738,623	747,580	△ 8,957
(2) 歳出		本年度	前年度	比較
款				
1	貸付金	100,000	100,000	0
2	繰出金	638,623	647,580	△ 8,957
	歳出合計	738,623	747,580	△ 8,957

平成23年度長野県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	繰入金	2,742	2,742	0
2	繰越金	172,606	126,563	46,043
3	諸収入	286,610	259,993	26,617
	歳入合計	461,958	389,298	72,660
(2) 歳出		本年度	前年度	比較
款				
1	貸付金	456,484	383,824	72,660
2	事務費	5,474	5,474	0
	歳出合計	461,958	389,298	72,660

平成23年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算

歳入歳出予算		(単位：千円)		
(1) 歳入		本年度	前年度	比較
款				
1	国庫支出金	81,616	81,616	0
2	諸収入	224,093	198,800	25,293
3	掛金収入	65,236	68,716	△ 3,480
4	財産収入	277	266	11
5	繰入金	94,267	93,463	804

6 繰越金	1	1	0
歳入合計	465,490	442,862	22,628
(2) 歳出			
款	本年度	前年度	比較
1 心身障害者扶養共済事業費	465,490	442,862	22,628
歳出合計	465,490	442,862	22,628

平成23年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入			
款	本年度	前年度	比較
1 諸収入	2,814,342	2,850,131	△ 35,789
2 県債	2,506,200	3,539,400	△ 1,033,200
歳入合計	5,320,542	6,389,531	△ 1,068,989
(2) 歳出			
款	本年度	前年度	比較
1 貸付金	2,506,200	3,539,400	△ 1,033,200
2 公債費	2,814,342	2,850,131	△ 35,789
歳出合計	5,320,542	6,389,531	△ 1,068,989

2 地方債

地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金 限度額 2,506,200千円

平成23年度長野県流域下水道事業費特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入			
款	本年度	前年度	比較
1 負担金	4,940,249	4,666,918	273,331
2 国庫支出金	2,472,150	2,728,350	△ 256,200
3 繰入金	2,433,923	2,452,223	△ 18,300
4 諸収入	58,128	49,470	8,658
5 県債	1,788,300	2,571,200	△ 782,900
歳入合計	11,692,750	12,468,161	△ 775,411
(2) 歳出			
款	本年度	前年度	比較
1 流域下水道事業費	8,478,216	8,400,671	77,545
2 公債費	3,214,534	4,067,490	△ 852,956
歳出合計	11,692,750	12,468,161	△ 775,411

2 債務負担行為

流域下水道事業 限度額 4,081,100千円

3 地方債

流域下水道事業費 限度額 1,788,300千円

平成23年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

歳入歳出予算 (単位：千円)

(1) 歳入			
款	本年度	前年度	比較
1 繰入金	5,588	7,023	△ 1,435
2 繰越金	11,163	12,853	△ 1,690
3 諸収入	369,651	484,645	△ 114,994
歳入合計	386,402	504,521	△ 118,119

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 小規模企業者等設備導入資金	386,402	504,521	△ 118,119
歳出合計	386,402	504,521	△ 118,119

平成23年度長野県農業改良資金特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位:千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	250,469	380,731	△ 130,262
2 業務勘定収入	3,857	5,256	△ 1,399
3 予備費勘定収入	369	5,307	△ 4,938
歳入合計	254,695	391,294	△ 136,599

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 農業改良資金	254,695	391,294	△ 136,599
歳出合計	254,695	391,294	△ 136,599

2 債務負担行為

農業改良資金貸付金 限度額 27,966千円

平成23年度長野県漁業改善資金特別会計予算

歳入歳出予算 (単位:千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	6,553	6,613	△ 60
2 予備費勘定収入	710	287	423
歳入合計	7,263	6,900	363

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 漁業改善資金	7,263	6,900	363
歳出合計	7,263	6,900	363

平成23年度長野県営林経営費特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位:千円)

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 国庫支出金	28,667	59,600	△ 30,933
2 財産収入	33,256	9,696	23,560
3 繰入金	185,228	198,666	△ 13,438
4 繰越金	11,635	9,619	2,016
5 諸収入	23,010	28,334	△ 5,324
6 県債	66,000	68,000	△ 2,000
歳入合計	347,796	373,915	△ 26,119

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 県営林経営費	347,796	373,915	△ 26,119
歳出合計	347,796	373,915	△ 26,119

2 地方債

県営林造林事業費 限度額 66,000千円

平成23年度長野県林業改善資金特別会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳入

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸付勘定収入	143,338	146,224	△ 2,886
2 業務勘定収入	2,819	3,492	△ 673
歳入合計	146,157	149,716	△ 3,559

(2) 歳出

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 林業改善資金	142,819	143,492	△ 673
2 林業就業促進資金	3,338	6,224	△ 2,886
歳出合計	146,157	149,716	△ 3,559

平成23年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳入

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰入金	43,019	46,724	△ 3,705
2 諸収入	236,888	229,745	7,143
歳入合計	279,907	276,469	3,438

(2) 歳出

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸付金	273,348	269,928	3,420
2 事務費	1,550	1,531	19
3 償還金	5,009	5,010	△ 1
歳出合計	279,907	276,469	3,438

平成23年度長野県企業特別会計予算

(単位：千円)

会 計 名	本 年 度	前 年 度	比 較
電気事業会計	4,617,007	4,377,821	239,186
水道事業会計	8,637,171	8,537,272	99,899
合 計	13,254,178	12,915,093	339,085

財政課

長野県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター上丸子	長野県上田市上丸子1653-1（古川ビル201）	平成22年10月1日
訪問看護	合同会社 Aライン	長野県佐久市小田井719-3	合同会社Aライン訪問看護ステーション	長野県佐久市小田井719-3	平成23年2月1日
居宅療養管理指導	下鳥 正博	長野県須坂市幸高字苜屋278番地	下鳥内科クリニック	長野県須坂市幸高字苜屋278番地	平成22年12月1日
	合同会社 Aライン	長野県佐久市小田井719-3	合同会社Aライン訪問看護ステーション	長野県佐久市小田井719-3	平成23年2月1日
通所介護	特定非営利活動法人 たつの介護センター	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	宅老所ゆうちゃん家	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	平成23年1月1日
	特定非営利活動法人 たつの介護センター	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	第二宅老所ゆうちゃん家	長野県上伊那郡辰野町伊那富字家東6266番地3	平成22年12月1日
	社会福祉法人坂城福祉会	長野県埴科郡坂城町南条2725-2	さかき美里園デイサービスセンター	長野県埴科郡坂城町坂城9086-1	平成23年1月1日
	有限会社宮下商店	長野県松本市大字新村941番地	秀麗会ケアビレッジ倭	長野県松本市梓川倭2303番地5	平成23年2月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社宮下商店	長野県松本市大字新村941番地	ケアプランサービス倭	長野県松本市梓川倭2303番地5	平成23年2月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	特定非営利活動法人 たつの介護センター	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	特定非営利活動法人 たつの介護センター	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	平成23年1月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター上丸子	長野県上田市上丸子1653-1（古川ビル201）	平成22年10月1日
介護予防訪問看護	合同会社 Aライン	長野県佐久市小田井719-3	合同会社Aライン訪問看護ステーション	長野県佐久市小田井719-3	平成23年2月1日
介護予防居宅療養管理指導	合同会社 Aライン	長野県佐久市小田井719-3	合同会社Aライン訪問看護ステーション	長野県佐久市小田井719-3	平成23年2月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人 たつの介護センター	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	宅老所ゆうちゃん家	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	平成23年1月1日
	特定非営利活動法人 たつの介護センター	長野県上伊那郡辰野町伊那富2842番地1	第二宅老所ゆうちゃん家	長野県上伊那郡辰野町伊那富字家東6266番地3	平成22年12月1日
	社会福祉法人坂城福祉会	長野県埴科郡坂城町南条2725-2	さかき美里園デイサービスセンター	長野県埴科郡坂城町坂城9086-1	平成23年1月1日
	有限会社宮下商店	長野県松本市大字新村941番地	秀麗会ケアビレッジ倭	長野県松本市梓川倭2303番地5	平成23年2月1日
	社会福祉法人七つの鐘	長野県安曇野市三郷小倉6079番地1	小倉デイサービスセンター	長野県安曇野市三郷小倉6079番地1	平成23年2月1日

地域福祉課

長野県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市北石堂町1177番地3	佐久総合病院ケアプランセンター	長野県佐久市臼田197番地	平成23年1月31日

地域福祉課

長野県告示第151号

健康診断予防接種事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第537号）は、平成23年3月31日限り、廃止し、平成22年度以前の年度のこの告示による廃止前の健康診断予防接種事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

健康長寿課

長野県告示第152号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

安曇野市穂高北穂高2576番14、2576番15、2576番16、2576番17及び2576番18

経営支援課

長野県告示第153号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

第3条第2号中ウを削り、エをウとし、同条第4号に次のように加える。

オ 次世代産業向け

第6条第3項中「長野県中小企業再生支援協議会支援業務責任者を経由して（別に定める場合を除く。）」を削る。

別表の中小企業振興資金の項中

「	運転資金を必要とする者で、流動資産を担保とした保証を利用する者	運転資金	—	5,000万円	年2.00%	—	—	1年以内	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け
	経営の安定のために短期の運転資金を必要とする者	運転資金	—	2,000万円	年2.00%	—	—	1年以内	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け

を

「	運転資金を必要とする者で、流動資産を担保とした保証を利用する者	運転資金	-	5,000万円	年2.00%	-	-	1年以内	-	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け	」
---	---------------------------------	------	---	---------	--------	---	---	------	---	-----------------	----------------------------	----------------------------	-------	---

に改め、同表の経営健全化支援資金の項中

「	特別 経営 安定 対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備 資金 運転 資金	3,000万円	5,000万円	年1.80% ただし、知事が特に認めるものについては、別に定めるところによる。	9年以内	1年以内	8年以内 ただし、知事が特に認めるものについては、別に定めるところによる。	2年以内 ただし、知事が特に認めるものについては、別に定めるところによる。	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け	」
	緊急 雇用 対策	雇用の維持を図る中小企業者で、中小企業緊急雇用安定助成金等の支給を受けるために必要な計画(変更)届を長野県内の公共職業安定所に届け出た者	運転 資金	-	1,000万円	年1.80%	-	-	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け	」

を

「	特別 経営 安定 対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備 資金 運転 資金	3,000万円	5,000万円	年1.80% ただし、知事が特に認めるものについては、別に定めるところによる。	9年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け	」
---	----------------------	---	----------------------	---------	---------	--	------	------	------	------	------	------------	-----------------------------	-------	---

に改め、同表の新事業活性化資金の項中

「	企業 立地 向け	工業団地に工場等(新技術・新製品の研究開発のための施設を含む。)の新設又は移転を行おうとする者	設備 資金 運転 資金	3億円 ただし、知事が特に認めるものについては5億円	知事が特に認めるものについては、5,000万円	年2.10%	15年以内	3年以内	知事が特に認めるものについては、7年以内	知事が特に認めるものについては、1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。なお、保証貸付けでない場合は、金融機関の定めによる。	原則として保証貸付け	」
---	----------------	---	----------------------	-------------------------------	-------------------------	--------	-------	------	----------------------	----------------------	------	------------	---	------------	---

を

企業立地向け	工業団地に工場等(新技術・新製品の研究開発のための施設を含む。)の新設又は移転を行うとする者	設備資金 運転資金	3億円 ただし、知事が特に認めるものについては5億円	知事が特に認めるものについては、5,000万円	年 2.10%	15年以内	3年以内	知事が特に認めるものについては、7年以内	知事が特に認めるものについては、1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。なお、保証貸付けでない場合は、金融機関の定めによる。	原則として保証貸付け
次世代産業向け	別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者及び事業転換又は新規参入後間もない者	設備資金 運転資金	1億円	3,000万円	年 2.10%	10年以内 ただし、知事が特に認めるものについては、13年以内	2年以内 ただし、知事が特に認めるものについては、3年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け

に改め、同表の再生支援資金の項を次のように改める。

再生支援資金	次のいずれかに該当する者 1 別に定める者の支援を受けて事業再生計画を策定した者で、金融機関等の支援が得られている者 2 法的な再建手続を行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる者で、事業再生を目的とした保証を利用する者	運転資金	—	5,000万円	金融機関の定めるところによる。	—	—	10年以内 ただし、事業再生を目的とした保証を利用する者については、3年以内	1年以内 ただし、事業再生を目的とした保証を利用する者については、据置期間なし	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け
--------	---	------	---	---------	-----------------	---	---	---	--	-----------------	----------------------------	----------------------------	-------

経営支援課

長野県告示第154号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市立石1316の1、1316の2、1317の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第155号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字清進屋15806（次の図に示す部分に限る。）、15809、15810、字縦木沢15989の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清進屋15806、15809、15810、字縦木沢15989の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第156号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿智村駒場1696の1から1696の6まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第157号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡上松町大字荻原1590の1、1590の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第158号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市八坂字日向10661・10664（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10685、字御前岩10667（次の図に示す部分に限る。）、10668、字家向10753
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

濁沢1、濁沢2及びうとの沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

濁沢1、濁沢2及びうとの沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

新安(1)、新安ア、新安イ、新安(7)、荒安(1)、荒安ア、荒安(4)、荒安(5)、荒安(6)、荒安(7)、荒安(8)、笹峰(1)、素桜ア、素桜(3)、素桜イ、鑪(1)、鑪(2)、鑪(3)、杵打、やすらぎ団地(3)、やすらぎ団地ア、坂額(1)、坂額ア、坂額(5)、坂額(6)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、松久保、坂高木(1)、坂高木(2)、坂高木(3)、坂高木ア、坂高木(8)、坂高木(9)、坂高木イ、坂高木(12)、坂高木(13)、坂高木(14)、軍足(1)、軍足(2)、京田(1)、京田ア、京田イ、京田(6)、京田(7)、京田(8)、京田(9)、京田ウ、京田(12)、猪久保ア、猪久保(3)、平ア、平(3)、平(4)、平(5)、平(6)、平(7)、平(8)、平(9)、荒井(1)、

荒井(2)、荒井(3)、荒井(4)、荒井(5)、荒井ア、荒井(10)、荒井(11)、荒井(12)、荒井イ、池平、沢浦ア、沢浦(3)、沢浦(4)、沢浦(5)、沢浦(6)、沢浦(7)、扇平(1)、扇平ア、百舌原ア、百舌原(5)、百舌原イ、百舌原(9)、百舌原(10)、広瀬(1)、広瀬(2)、広瀬ア、洞ア、洞(7)、洞(8)、清水ア、清水(4)、清水(5)、清水イ、清水ウ、岩戸(1)、岩戸(2)、曲戸、沢尻ア、沢尻イ、飯綱北(1)、麓原(1)、麓原(2)、麓原(3)、麓原(4)、影山ア、影山(3)、影山(4)、影山(5)、影山(6)、影山(7)、上ノ平ア、上ノ平(3)、上ノ平(4)、上中犬飼(1)、上中犬飼(2)、上中犬飼(3)、上中犬飼(4)、下犬飼(1)、下犬飼(2)、下犬飼(3)、荻久保(1)、荻久保(2)、荻久保(3)、荻久保(4)、荻久保(5)、荻久保(6)及び荻久保(7)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

新安(1)、新安ア、新安イ、新安(7)、荒安(1)、荒安ア、荒安(4)、荒安(5)、荒安(7)、荒安(8)、笹峰(1)、素桜ア、素桜イ、鑪(1)、鑪(2)、鑪(3)、杵打、坂額(1)、坂額ア、坂額(5)、坂額(6)、中村(1)、中村(2)、松久保、坂高木ア、坂高木(8)、坂高木(9)、坂高木イ、坂高木(12)、坂高木(13)、坂高木(14)、軍足(1)、軍足(2)、京田(1)、京田ア、京田イ、京田(7)、京田(8)、京田ウ、猪久保ア、猪久保(3)、平ア、平(6)、平(7)、平(8)、平(9)、荒井(1)、荒井(2)、荒井(3)、荒井(4)、荒井ア、荒井(10)、荒井(12)、荒井イ、池平、沢浦ア、沢浦(3)、沢浦(4)、沢浦(5)、沢浦(6)、扇平(1)、扇平ア、百舌原ア、百舌原(5)、百舌原イ、百舌原(9)、百舌原(10)、広瀬(1)、広瀬ア、洞ア、洞(7)、洞(8)、清水ア、清水(4)、清水(5)、清水ウ、岩戸(1)、曲戸、沢尻ア、沢尻イ、麓原(1)、麓原(2)、麓原(4)、影山ア、影山(5)、影山(6)、影山(7)、上ノ平ア、上ノ平(3)、上ノ平(4)、上中犬飼(1)、上中犬飼(2)、上中犬飼(3)、下犬飼(1)、下犬飼(2)、荻久保(1)、荻久保(2)、荻久保(3)及び荻久保(5)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第163号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成23年3月8日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

Table with 4 columns: 新/旧, 売りさばき人の氏名(名称), 住所, 売りさばき場所. It lists two changes of sales locations for 'Chinohira Heiwa Kousai'.

会計課

長野県告示第164号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年3月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

Table with 4 columns: 売りさばき人の氏名(名称), 住所, 売りさばき場所. It lists the cancellation of sales locations for several companies like 'Honda Motor Co., Ltd.' and 'Nissan Motor Co., Ltd.'.

会計課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月17日

長野県伊那建設事務所長 小池厚

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 諏訪箕輪線
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区, 間, 敷地の幅員, 延長. It specifies the road area between 'Utsunomiya Mitsuwa' and 'Matsushiro'.

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月17日

長野県伊那建設事務所長 小池厚

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 芝平高遠線
3 道路の区域

Table with 5 columns: 区, 間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It details the road area changes for 'Shihei Takendai' road.

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月17日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 (1) 路線名 158号
(2) 供用を開始する区間 松本市波田字波多9909番の1地先から...
(3) 供用を開始する期日 平成23年3月17日
2 (1) 路線名 波田北大妻豊科線
(2) 供用を開始する区間 松本市波田字波多9945番の1地先から...
(3) 供用を開始する期日 平成23年3月17日

道路管理課